

平成 20 年 5 月 19 日

農林水産省における地球温暖化対策の強化について

農林水産分野の地球温暖化対策については、第 4 回地球温暖化・森林吸収源対策推進本部（平成19年6月21日）において決定された「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、地球温暖化防止策、適応策及び国際協力の取組を進めているところである。

また、「21世紀新農政2008」においては、農林水産分野における地球温暖化対策の強化として、

- ① 農山漁村地域における低炭素社会の実現を目指して地域全体でCO₂を削減する取組
 - ② CO₂排出量の実態把握、効果的な表示方法の検討等による省CO₂効果の「見える化」
- を推進することとしている。

これらを中心に、新たな地球温暖化対策の施策の具体化に向け検討し、「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に追加し、当省における地球温暖化対策を強化する。